総合事業における「国が定める単価」の改正(令和3年4月施行)等について

1. 令和3年4月から施行する見直し内容

介護給付において、報酬改定が行われることを踏まえ、総合事業における「国が定める 単価」の改正が予定されています(令和3年4月施行)。

これを踏まえて、令和3年4月に、本市の総合事業の報酬単価の見直しを行う予定です。 あわせて、サービスコード表やCSVファイルも変更します。

具体的な変更等は、<u>神戸市ホームページの介護予防・日常生活総合事業</u> (7. 総合事業のサービスコードについて)をご確認ください。(CSVファイルについては、令和3年5月初旬頃までに掲載予定)

<単価の改正内容>

- (1)介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービスにおける、 基本報酬の変更
- (2)介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービスにおける、 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止 令和3年3月末時点で同加算を算定している場合は、経過措置有
- (3)介護予防通所サービスにおける、加算等の見直し
 - (ア) 生活機能向上連携加算の見直し
 - (イ) 通所系サービス等における口腔衛生管理や栄養ケア・マネジメントの充実
 - ・口腔・栄養スクリーニング加算の新設
 - ・栄養アセスメント加算の新設
 - ・栄養改善加算の新設
 - (ウ) CHASE・VISIT 情報の収集・活用と PDCA サイクルの推進 科学的介護推進体制加算の新設
 - (エ) サービス提供体制強化加算の見直し
- (4)介護予防支援の充実

委託連携加算の新設など

2. その他

(1) 生活支援訪問サービスの指定について

生活支援訪問サービスと、介護予防訪問サービスは、別のサービスのため、指定もそれぞれで必要です。

<u>介護予防訪問サービスの指定を受けていても、生活支援訪問サービスの指定を受けていないと生活支援訪問サービスの提供はできません。今一度、提供している訪問サービスの指定を受けているか、ご確認ください。</u>